

第1章 実効性のあるいじめ防止の取組にするために

1 いじめの定義、対策等のポイント

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳及び平等性を損なう重大な人権侵害であるとともに、児童生徒の生命や心身及び人格の形成に重大な影響を及ぼす決して許されない行為である。学校はもとより、社会全体が強い使命感をもっていじめの防止に取り組んでいかなければならない。

各学校ではいじめ防止対策推進法の規定により、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取組を推進するとともに、取組に関する目標の達成状況を評価することにより、内容の見直し・点検・改善が進められている。しかし、いじめに関わる重大事態が後を絶たないことから、いじめ問題に対する組織的対応が形骸化し、十分に機能していない等の指摘がある。

学校は、いじめの問題に対して、実効性のある取組を展開していくために「いじめ防止対策推進法」及び「新潟県いじめ防止基本方針」等を踏まえ、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、いじめ防止対策を確実に推進していくことが必要である。

ポイント1 いじめの正確な認知について —いじめの定義の正しい理解—

【いじめ防止対策推進法 第2条 定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの「加害」「被害」は流動的であり、特定の児童生徒に焦点化した指導・支援では対応できないことから、いじめはどこでも誰にでも起こりうるという認識をもつこと。
- 法律上のいじめの定義は、社会通念上のいじめの観念よりも広範であることを理解し、児童生徒の被害性に着目して認知すること。
 - 行為の継続性や反復性、被害の軽重、力関係はいじめの認知に無関係
 - 心身の苦痛を感じているものは全ていじめ
- ※加害者の動機は問わないことから、無自覚や善意による行為でもいじめと認知されることがあるが、「いじめ」という言葉を用いずに柔軟な対応も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、いじめ事案として適切に対処する。

ポイント2 いじめのサインを見逃さない —教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知—

- 全ての教職員が「いじめの定義」を正しく理解し、いじめが疑われる行為は、軽微なものも見逃さずに積極的にいじめとして対処すること。
- 日ごろから教職員は、いじめのサインを察知する「感性」を磨き、行為の背景にいじめがあるのではないかと受け止める「想像力」を鍛えることで、豊かな人権感覚を身に付けること。

ポイント3 教職員による抱え込みの防止と組織的対応 —協働的な指導・相談体制の構築—

- 「いじめ対策組織」の役割や情報共有の仕方等を明確にし、全職員へ周知すること。
- 教職員は組織への報告・連絡を躊躇することなく行い、一人で抱え込まないこと。
- 初期対応を迅速に行い、いじめの問題が長期化・複雑化することを防ぐこと。
- 学校はあらゆる方法を駆使して組織的にいじめの兆候等の状況を把握し、対応策の検討や役

割分担などを決定し、全ての職員が情報を共有して対応すること。

※「学校全体で児童生徒を教育している」という認識の共有。

ポイント4 相談しやすい環境づくり —教育相談体制の充実—

- いじめは大人に相談しづらいという児童生徒の心理的負担を考慮し、児童生徒が教職員を信頼して相談できる関係を築いていくこと。
- 日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい環境や体制を整えること。

ポイント5 いじめ問題について考え、主体的に行動する態度の育成

- 児童生徒がいじめを自分たちの問題として主体的に捉え、考え、議論することを通して「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識や態度を育成すること。
- 道徳や特別活動を中心として、全ての教育活動を通じて児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、「居場所づくり※1」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり※2」に努め、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。（※1、2 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ 平成24.2発行参照）
※自主的・主体的な活動を通じて互いを認め合う体験や協力して問題を解決する体験を生み出す、教職員による意図的・計画的な場と機会の設定。
- 学校生活の大半を占める日々の授業の中で未然防止の取組も含め、いじめに関わる指導事項の内面化を図っていくこと。
※分かる授業づくりや全ての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫。

ポイント6 保護者の理解と協力による連携の構築 —信頼関係に基づく対応—

- 被害と加害の双方の保護者に「学校いじめ対策組織」としての解決に向けた方針を伝え、信頼関係のもとに理解と協力を得られるように対応すること。
- 日ごろから全ての保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」の具体的な内容を周知しておくこと。
※相談窓口やいじめの対応マニュアル等の周知

ポイント7 外部機関の力を結集し、いじめ問題に取り組む —地域・関係機関との連携—

- 専門的な知識や技能をもつ外部の人材や関係機関による支援を得ながら、複雑化・多様化・潜在化するいじめを迅速かつ適切に解決すること。
- 日ごろから定期的な会議や事例検討等の会議を通して、教職員、保護者、地域住民、警察、児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が役割を分担するなど、適切に連携しながら対応すること。

ポイント8 記録の重要性 —管理の徹底—

- いじめ問題への対応に関わる記録は学校いじめ対策組織で適切に共有・管理するとともに、過去の教育相談の記録やアンケート等も含め、教職員であれば閲覧が可能であり、指導の参考にすることができるように管理すること。
- 記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとること。

2 学校のいじめ防止基本方針に基づく組織的な対応

いじめをしない、許さない、見逃さない学校づくり

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくく、起こったとしても適切な対応がなされる学校や学級の実現を追求することが、学校のいじめ防止対策の基本である。

そのような学校や学級にするためには、教職員と児童生徒とが信頼関係によってつながり、学校での体験を通じて人権感覚や規範意識が育まれるとともに、自己有用感が高まる経験が得られるように支援がなされていくことが重要である。

いじめ問題の解消に向けた継続的な取組の推進 —重大事態に発展させない対応—

いじめは単に謝罪をもって解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。

【いじめの解消の要件】

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) いじめを受けた児童生徒がすでに心身の苦痛を感じない状態となっていること

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為から感じていた心身の苦痛から解放され、安心して過ごせている状態であることを、本人及び保護者に面談等で確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発し、重大事態へとつながる可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童生徒の様子を日常的に注意深く観察することが必要である。

実効性のある「学校いじめ防止基本方針」を策定し、みんなのものとする

学校には、いじめ防止のための取組や、早期発見・早期対応の在り方等について定めた「学校いじめ防止基本方針（基本方針）」を策定する義務が法律で定められている。この方針の中では、取組のビジョンや意義、目的について示すとともに、年間計画では取組のステップや防止プログラムの内容について具体的に示し、年度当初に教職員及び保護者への周知を図ることが重要である。

計画の作成に当たっては、児童生徒の社会性や道徳性にかかわる実態など、学校の実態に即した到達目標を設定することが求められる。誰が、何を、どのようにして行い、いつまでに、どこまで達成するのかといった到達目標へとつながる具体的な教育活動や役割等を明らかにしておくことが重要である。

基本方針を実効性のあるものとするためには、基本方針やいじめ防止学習プログラムの策定・見直しに児童生徒や保護者、地域等が参画できる仕組みをつくり、関わる者すべてに共有されることが大切である。

また、全ての教職員が実行可能なルールを定めて基本方針に盛り込むことや、基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを学校評価に位置付けるなどして定期的に点検し、問題が見つければ見直しを行うなど形骸化させない工夫をすることも必要である。

いじめ問題の解決に組織的対応が求められる背景とは

これまでに発生した事案で長期化・深刻化・複雑化した例では、教職員による抱え込みが多く見られる。「自分が解決しなければ…」「周囲には迷惑は掛けられない…」等の思いから、熱心な教師であればあるほど「落とし穴」にはまることがある。いじめ問題に対応するために組織をつくるのが法で決められているのは、こうした抱え込みを防ぐためである。いじめの認知や対応方針の決定、児童生徒への指導・支援を組織として行うことにより、的確で実効性のある取組が可能となる。

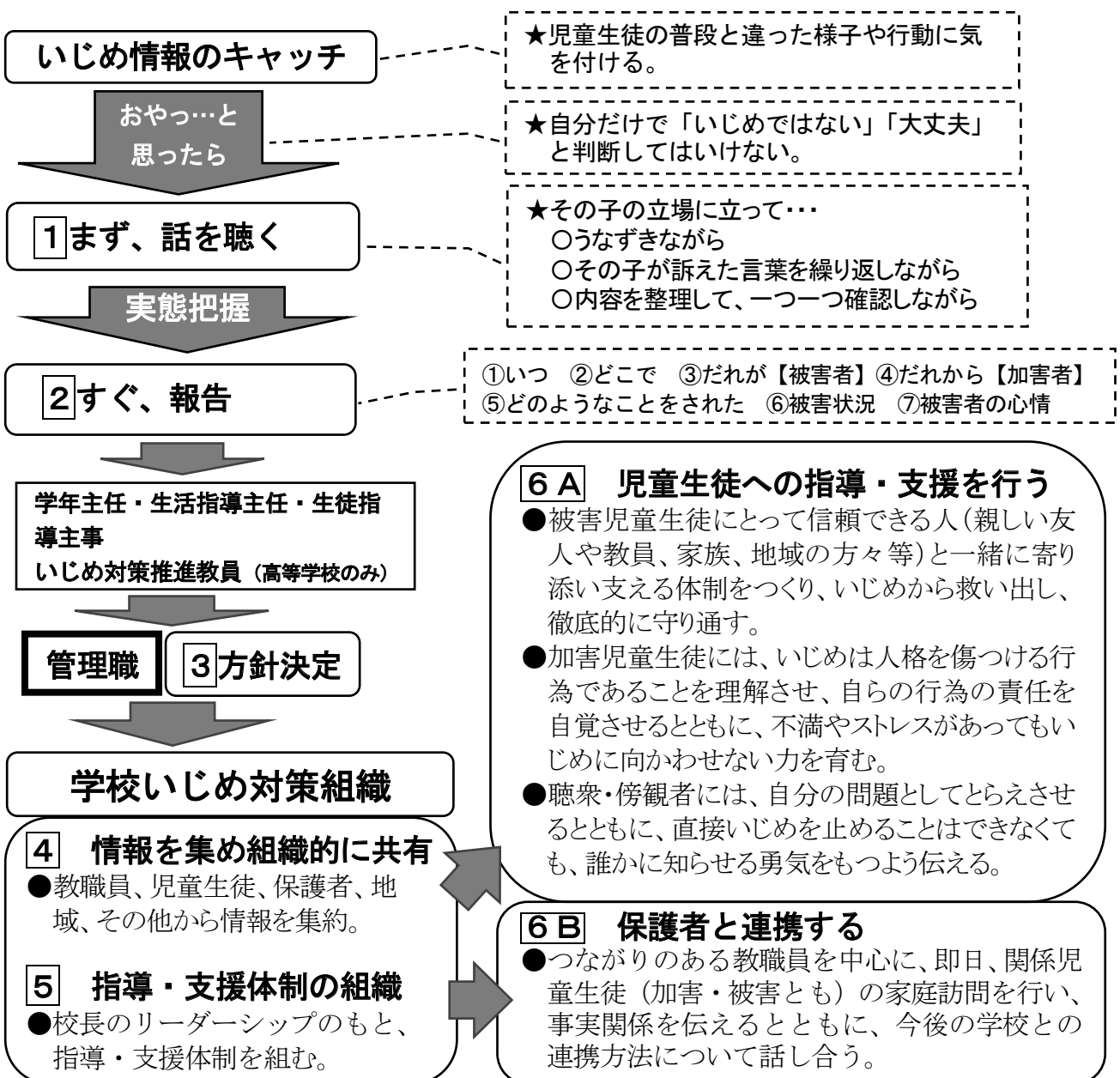
【学校いじめ対策組織の役割】

- いじめの事実の有無を判断
- 情報の収集と記録、共有

- 未然防止・早期発見の取組、事案への対処
- 基本方針の見直しや校内研修等の実施

初期対応の基本と組織的ないじめ対応の流れの例

㉟ 最悪を想定して ㉞ 慎重に ㉟ 素早く ㊱ 誠意をもって ㊲ 組織で対応



ズボン下ろしの初期対応事例

ズボン下ろしは、人権を侵害し、被害児童生徒に大きな精神的ダメージを与える行為である。親しい間柄であってもズボン下ろしは人格や人間の尊厳を否定する「決して許されない行為」であり、重大事態につながる可能性もある「被害児童生徒の生命の安全を脅かす事案である」という受け止めで対応しなければならない。

<事例>

小学4年生のCさんは、遊びや悪ふざけの延長でズボン下ろしが常態化していることがとても気になっていた。昼休み、体育館で「大根抜き」遊びをしていた時、明らかにAさんがBさんのズボンのすそを引っ張り、ズボンを脱がせようとしていた。周囲の友人はその様子を見てニヤニヤしていた。とうとうBさんのズボンが下がり、下着が見えた。その瞬間に、笑いが起こった。Bさんは恥ずかしさから顔を伏せた。その様子を見ていたCさんは担任の先生に伝えた。

①当該行為を止める

- ・学級担任は、居合わせた職員とともに体育館へ行き、「大根抜き」遊びをやめさせる。

②被害者・通報者を守る

- ・その後、学級担任は養護教諭や教育相談担当等とともに、Bさんの心理的ストレスや不安を和らげるため別室へ連れて行き、辛い気持ちを受け入れ、共感的に話を聴く。
- ・いじめを訴えたCさんの行為を褒め、報復のいじめから守ることを伝える。

③管理職への報告 事実の確認・情報共有・方針の決定

- ・学年主任は、事実を教頭に報告する。
- ・直ちに、いじめ対策組織を招集し、事実の概要を共有する。生活指導主任を中心に複数の職員で、Aさん、Bさん一緒に遊んでいた児童等から個別に聴き取りをする。聴き取った情報を基に、事実関係や矛盾点を確認し、矛盾点についてはさらに聴き取りを行う。情報がそろった後、役割分担を含む指導方針を決定する。

④加害者と観衆の指導

- ・Aさんへは、被害者の気持ちを認識させ、反省を促す。教育的配慮のもとに、毅然とした態度で自分の行為の責任をとる方法（謝罪等）を指導する。
- ・観衆へは、「はやしたてること、面白がって見ていることは加害行為を助長してしまうこと」であることを伝え、自分がいじめに無関係ではないことを認識させる。いじめをやめさせる、いじめを知らせる勇気がもてるように支援する。

⑤保護者からの理解

- ・(例)校長と担任がBさん宅を家庭訪問して謝罪し、事案の概要と学校の対応について保護者に説明し、見守りの依頼をするとともに、保護者の思いや要望を聴き取る。
- ・(例)教頭と学年主任がAさん宅を家庭訪問して、保護者に確認された事実を伝え、指導方針や指導方法を説明し、理解と協力を得る。

⑥学級・学年全体への指導

- ・遊びの延長や悪ふざけ等の軽い気持ちからズボン下ろしをすることがないように、ズボン下ろしは「人権侵害」であり、「生命」に関わる許されない行為であることを丁寧に指導する。

児童生徒・保護者からの訴えに対する初期対応事例

いじめを把握した場合には、「被害者保護」を最優先し、不登校や仕返し行動等の二次的問題の発生を防ぐため、早期解決に向けて取り組むことが重要である。被害児童生徒及び保護者の辛い気持ちを共感的に受け入れるとともに、丁寧な聴き取りに基づいた学校としての具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝え、安心感を与えることが重要である。

いじめの問題が複雑化・深刻化する原因の一つに、初期対応でのつまずきがあげられる。被害児童生徒、加害児童生徒、すべての児童生徒の立ち直りを支援するためには、保護者の理解と協力が必要である。十分な意思疎通を行い、信頼関係の構築を図ることが大切である。

<事例>

中学3年生のAさんの保護者から、担任に「最近、家族の財布から金を抜き取っている。お金の使い道を聞いたが言わない。何かトラブルに巻き込まれているのではないか、心配だ。」との連絡が入った。翌日、担任が本人に事情を聞いたところ、「同じクラスのBさんからお金を要求されている。これまでに5万円ほど渡している。先生に言うとBさんから暴力を振るわれるので黙っていた。」と要求されるままに金銭を渡していたことを話した。Bさんとは小学校からの遊び仲間であり、これまで本人及びクラスの他の生徒のアンケートでは、いじめについての記述はなかった。

①受容的態度で被害者に接する

- ・Aさんが勇気を出して打ち明けてくれたことを褒め、辛かった気持ちを共感的に理解する。全職員で守り抜くことを約束して、安心して相談できるようにする。

②管理職への報告 事実の確認・情報共有・方針の決定

- ・担任は学年主任及び管理職へ聴き取った内容を報告する。
- ・直ちに、いじめ対策組織を招集し、事実の概要を共有する。生徒指導主事を中心に複数の職員で役割分担を含む取組方針を決定する。

③被害生徒からの聴き取り

- ・複数の職員で金銭要求や暴力行為についてAさんから聴き取り、事実を一つ一つ丁寧に記録する。(5W1H)
- ・Bさんにも事情を聴くことについて、Aさんの意思を確認する。拒否することも考えられるが、説得して理解を求める。

④加害生徒や他の生徒からの聴き取り

- ・複数の職員でBさんへの聴き取りを行い、事実を一つ一つ丁寧に記録する。初めは「いじめ」という言葉を用いずに、中立的な立場で行う。いじめに至る背景や心情の理解に努めるが、Bさん自身の行為の正当化や責任転嫁は認めない。
- ・金銭の要求は犯罪行為であることや、自身の行為がAさんに与える影響について自覚させ、責任の取り方(謝罪・弁償)を考えさせる。
- ・秘密は守ることを伝え、安心して話ができるようにする。観衆や傍観者であったことを責めず、自身の言動や態度を考えさせ、いじめを許さない気持ちをもたせる。

⑤保護者からの理解

- ・(例)校長と担任がAさん宅を家庭訪問して、事案の概要と安全安心の確保に向けた学校の対応について保護者に説明する。家庭での見守りの依頼をするとともに、保護者の思いや要望を聴き取る。
- ・(例)教頭と学年主任がBさん宅を家庭訪問して、保護者に確認された事実を伝え、指導方針や指導方法を説明し、理解と協力を得る。

※【関係機関との連携】

金銭の要求は犯罪行為が疑われる重大な事案であることから、警察への情報提供を行い、連携した対応を行うことが大切である。